

本日の議事日程は次のとおりである。

令和6年和泉市議会第3回定例会議事日程表（第4日）

（10月8日）

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
1			会議録署名議員の指名について	
2	監査報告	19	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和6年3月分）	別 冊 P. 2
3	監査報告	20	例月出納検査結果報告（上下水道部企業出納員扱 令和6年3月分）	別 冊 P. 16
4	監査報告	21	例月出納検査結果報告（病院企業出納員扱 令和6年3月分）	別 冊 P. 32
5	監査報告	22	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和5年度 令和6年4月分）	別 冊 P. 37
6	監査報告	23	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和6年4月分）	別 冊 P. 51
7	監査報告	24	例月出納検査結果報告（上下水道部企業出納員扱 令和6年4月分）	別 冊 P. 65
8	監査報告	25	例月出納検査結果報告（病院企業出納員扱 令和6年4月分）	別 冊 P. 81
9	監査報告	26	例月出納検査結果報告（上下水道部企業出納員扱 令和6年5月分）	別 冊 P. 86
10	監査報告	27	例月出納検査結果報告（病院企業出納員扱 令和6年5月分）	別 冊 P. 102
11	監査報告	28	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和5年度 令和6年5月分）	別 冊 P. 107
12	監査報告	29	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和6年5月分）	別 冊 P. 121

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
13	監査報告	30	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和6年6月分）	別 冊 P. 135
14	監査報告	31	例月出納検査結果報告（上下水道部企業出納員扱 令和6年6月分）	別 冊 P. 149
15	監査報告	32	例月出納検査結果報告（病院企業出納員扱 令和6年6月分）	別 冊 P. 165
16	監査報告	33	定期監査（令和6年度第1次分）結果報告書	別 冊
17	教育委員会 報告	1	和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和5年度事業対象分）	別 冊
18	報 告	20	令和5年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について	P. 15
19	報 告	21	令和5年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について	P. 16
20	報 告	22	専決処分の報告について（道路上事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）	P. 18
21	報 告	23	専決処分の報告について（道路上事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）	P. 22
22	報 告	24	専決処分の報告について（駐車場内事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）	P. 26
23	報 告	25	専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）	P. 30
24	報 告	26	専決処分の報告について（滞納債権支払請求に係る訴えの提起（2件））	P. 34
25	報 告	27	専決処分の報告について（市営住宅の滞納家賃の支払等に係る訴えの提起前の和解）	P. 37
26	議 案	70	令和6年度和泉市一般会計補正予算（第3号）	追加その2 P. 2
27	報 告	28	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度和泉市一般会計補正予算（第2号））	P. 40

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
28	議 案	51	工事請負契約締結について（和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却工事）	P. 45
29	議 案	52	財産取得について（職員用ノートパソコン）	P. 49
30	議 案	53	財産取得について（庁舎第1分館備品（机・椅子等））	P. 51
31	議 案	54	和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例制定について	P. 53
32	議 案	55	令和5年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について	P. 57
33	議 案	56	令和5年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について	P. 59
34	議 案	57	泉大津市が本市区域内に市道を認定することの承諾について	P. 62
35	議 案	58	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	P. 66
36	議 案	59	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	P. 69
37	議 案	60	和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 73
38	議 案	61	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 77
39	議 案	62	和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 80
40	議 案	63	令和6年度和泉市一般会計補正予算（第4号）	P. 83
41	議 案	64	令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	P. 91
42	議 案	65	令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	P. 95

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
43	議 案	66	令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	P. 99

○
本日の会議に付した事件

日程第1～日程第43まで

○
(午前10時00分開議)

- 関戸繁樹議長 おはようございます。議員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は24名全員出席しております。

○
◎諸報告

- 関戸繁樹議長 日程に先立ちまして御報告いたします。

会議規則第166条の規定による議員派遣の件については、お手元の資料に記載のとおり、6月10日から9月22日までの間、4件について承認いたしました。

以上、報告いたします。

○
◎開議宣告

- 関戸繁樹議長 それでは、これより本日の会議を開きます。

○
◎議事日程の報告

- 関戸繁樹議長 本日の議事日程はお手元に御配付のとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○
◎会議録署名議員の指名について

- 関戸繁樹議長 それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本日の会議録署名議員には、4番・埴田英伸議員、16番・岡田 勉議員、以上2名の方を指名いたします。



◎例月出納検査及び定期監査報告

- 関戸繁樹議長 日程第2から日程第16までは、いずれも例月出納検査結果報告及び定期監査結果報告でありますので、これらを一括議題といたします。

本各件について、質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、監査報告第19号から第33号までの報告を終わります。



◎教育委員会報告第1号 和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和5年度事業対象分）

- 関戸繁樹議長 日程第17、教育委員会報告第1号「和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和5年度事業対象分）」を議題といたします。

本件について、質疑の発言はありませんか。

はい、小林議員。

- 22番 小林昌子議員 小林です。3点質問いたします。

1点目、点検・評価報告書18ページ、学力向上の項目で「いずみ希望塾の定員を420人程度から850人程度へ拡充」とありますが、定員を2倍に倍増した理由と、それに伴い経費がどれくらい増加したのかについてお聞きいたします。

- 関戸繁樹議長 はい、教育指導監。

- 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

いずみ希望塾は、学ぶ意欲があり、学習塾に通っていない和泉市に居住する市立学校の小学校4年生から中学校3年生を対象とし、実施しております。これまで申込者数が令和3年度約830人、令和4年度約700人と定員420人程度を大きく超える申込みがあったことから、希望する児童・生徒の学習機会を確保するべく、令和5年度から定員を850人程度に増加したものです。

経費はいずみ希望塾運営委託料として、令和4年度決算4,590万6,520円であったのに対し、令和5年度決算額は4,845万6,232円であったことから、約250万円の増額となりました。これは令和5年度からの定員増員とともに、事業形態について、年間80回の開催のうち40回を講師による対面指導方式とし、残りの40回を児童・生徒の家庭での自学自習に対して履歴を確認しアドバイスをを行う学習履歴確認支援方式としたことにより、総額では増額となったものの、講師に係る人件費を抑えることができたことによるものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 方式を変えていただいて、いずみ希望塾を希望される方が受講できるようにしていただいたことはありがたく思っております。

定員を増員した理由と経費の増加額について、これは今の御説明で分かりました。

では、定員を増員したことのメリットとデメリットをお聞きします。加えまして、保護者からの意見、声にどのようなものがあったかも併せてお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

定員を増員したことによるメリットとしましては、中学生については辞退者を除き全員が受講可となりました。デメリットとしましては、会場での対面指導方式の回数が週1回となり、講師と直接関わる機会が少なくなったこととございます。その点につきましては、家庭学習履歴確認支援方式において、間接的な関わりにはなりますが、自分の意思で学習に向かう自学自習力の育成につながるよう工夫しております。

次に、保護者からの意見ですが、肯定的なものとして、「学校以外で学習する時間が増え、本人の学習意欲が高まっているように感じる」「無料で通えるので助かる」などがありました。

一方で、課題としましては、「教材がテキスト教材からAIドリルとなったことにより、保護者にとっては学習している内容や状況が見えにくくなった」などの御意見がありました。

課題となる御意見につきましては、家庭との連絡ツールとして受講者手帳を導入し、保護者の確認欄等を設け、保護者にとっての見える化を図るなど、今年度の取組に反映し、改善に取り組んでおります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。いろいろ工夫をしていただいて、多くの方が受講できるようにしていただいたことをうれしく思います。

では、定員を増員したことによるメリットとデメリット、保護者からの意見について、先ほどの御答弁で分かりました。保護者からの意見については、アンケートの結果等、差し障りのない範囲で結構ですので、また別途情報提供をお願いいたします。

今の御答弁で、辞退者を除き全員が受講可能とありましたが、辞退者の人数と割合及びそ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の理由をお聞きいたします。また、年度途中で転校してきた児童・生徒は、希望塾の受講が可能なのかも併せてお答えください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

令和5年度当初に辞退した中学生は18人で、申込者数の約4%です。主な理由としましては、「ほかの習い事と受講する曜日が重なってしまったため」「ほかの塾に通うことになったため」などございます。

年度途中で転校してきた児童・生徒については、当該年度での受講は基本的にはできませんが、ほかの児童・生徒と同様、追加募集があった場合、申し込んだ上で決定すれば受講可能となります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。辞退者の人数と割合、それは先ほどの御説明で分かりました。年度途中の転校生を含め、できるだけ多くの希望者が受講できるよう、また、2つ目の質問で答弁いただきました保護者からの意見を踏まえて、課題改善に引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

最後に、市教育委員会として、いずみ希望塾の事業効果についてどのように分析をしているのか、お聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

いずみ希望塾の事業効果につきましては、年度当初、中間、年度末と3度行う理解度確認テストにおける偏差値向上の児童・生徒の割合や児童・生徒アンケート、保護者アンケートの肯定的な回答の割合から、いずみ希望塾の目的である家庭学習習慣の定着及び基礎学力の向上について効果があるものと捉えております。

引き続き課題改善を行いながら、児童・生徒、保護者のニーズに応えられるよう進めてまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ありがとうございます。

では、最後の質問です。屋内プール活用についてお聞きいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

33ページに、健康教育・体力向上の項目で「民間施設を活用した水泳授業の拡充」とあります。現在の導入状況と今後の予定についてお聞きいたします。また、順次対象校を広げていくとお聞きしておりますが、全児童・生徒が民間屋内プールでの指導を受けることができる見込みについてもお尋ねいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

学校水泳民間屋内プールの活用につきましては、令和3年度、4年度とモデル事業を実施し、一定の効果を確認できたことから、令和5年度以降、順次拡大し、民間屋内プールを活用した水泳授業を実施しております。

令和6年度現在、小学校15校、中学校1校において民間屋内プールを活用するとともに、学校プールを使用している小学校、具体的には伯太小学校、黒鳥小学校、北池田小学校、横山小学校、南横山小学校、南松尾はつが野学園前期課程の6校にインストラクターを派遣しております。

令和10年度には全ての小学校、中学校、義務教育学校において民間屋内プールを導入する予定で民間施設との調整を進めており、民間施設からは受入れ可能との回答を得ている状況です。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 御答弁の中ほどで、6校にはインストラクターを派遣しておりますという御答弁がありましたけれども、このインストラクターの派遣の期間と、何人ぐらい、児童の数によって異なるのか、そのあたりをもう少し詳しくお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

インストラクターの派遣につきましては、学校プールを使用している学校にのみ派遣しております。インストラクターの割合については、20人の生徒に対して1人のインストラクターが派遣されています。指導できる体制を整えています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。現在の導入状況と今後の予定について確認できました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

民間屋内プールの導入により教員の負担が軽減されたかと思いますが、どの程度軽減されたのかについてお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

水質管理、清掃、授業準備、片づけ等の教職員の負担が軽減され、令和5年度に実施したアンケートでは、「教員の働き方改革につながった」と回答した教職員が98%と効果が見られております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ありがとうございます。98%の先生方が「教員の働き方改革につながった」というアンケートをお寄せいただいたことで、この事業は現場の先生たちにも支持されているというふうに理解いたしました。

次に、民間屋内プールの導入により教員の負担が軽減されることは今の数字からも分かりました。

最後に、令和10年度に全ての学校において民間プールを導入した際の年間経費の見込額をお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

全校実施となる令和10年度においては、委託料として年間約1億5,000万円を見込んでおります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 1億5,000万円という数字は決して少ない数字ではないと思いますがけれども、投資というか、税を使って現場の先生たちの負担を軽減されている、かつ、学ぶ生徒さんが、本来はスイミング習いたいなあと思っけていてもいろいろな事情で習えなかったお子さんたちが、友達が行っているそのスイミングで実際に先生から指導を受けるという効果も大いにあると思っけております。どうぞ今後も子どもたちから支持される、保護者から感謝される取組をしていただきたいと思います。

3点目、最後でございます。

41ページ、小中学校の施設維持管理の項目で、「小学校体育館、未整備の特別教室等の空

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

調整備について実施設計業務」とありますが、現時点での小・中学校体育館の空調整備の状況についてお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

学校体育館の空調整備につきましては、令和3年度に中学校及び義務教育学校での整備が完了しています。

次に、小学校につきましては、令和6年度及び令和7年度で整備予定としており、令和6年度整備校については、今月末に全校の整備が完了予定となっております。

なお、令和7年度に整備予定の小学校は黒鳥小学校、いぶき野小学校、信太小学校、鶴山台北小学校、南池田小学校の5校でございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ありがとうございます。

どの学校においても空調整備を早く実施してほしいと考えていると思われませんが、整備する順番はどのようにして決められたのか、お聞きいたします。また、令和7年度に整備を予定している小学校はいつから空調を使用できるようになるのか、時期をお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

今回の空調整備は、小学校体育館の空調整備に加え、小・中学校、義務教育学校における給食室、特別教室への空調設置も併せて行うもので、財源的に有利な緊急防災・減災対策事業債の活用期限である令和7年度までに完了させることとしています。

このことから、現在施設一体型義務教育学校の整備に取り組んでいる榎尾中学校区と富秋中学校区の小・中学校を除く24校の学校園の整備について、12校ずつ2か年での整備を計画しました。ついては小学校体育館を優先的に整備するよう計画したところではありますが、令和7年度の整備予定となる小学校については、校舎や体育館の大規模改修等、他の工事が予定されていることなどを考慮し、学校活動に影響が生じないよう整備年度を調整したものでございます。

なお、令和7年度に整備を予定している小学校体育館の空調利用は、現時点での想定ですが、9月末から10月末には工事を完了させ、空調が利用可能となる見込みです。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

- 関戸繁樹議長 小林議員。
- 22番 小林昌子議員 分かりました。もろもろの事情で完成が遅くなる学校等も出てきているようですが、最後になる学校の整備が完了する時期というのはいつ頃と考えたらよろしいですか。
- 関戸繁樹議長 教育・こども部長。
- 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。
先ほど御答弁しましたとおり、10月末には工事が完了する予定でございます。
以上です。
- 22番 小林昌子議員 分かりました。
以上で終わります。
- 関戸繁樹議長 他に質疑の発言はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
他に質疑ないものと認め、教育委員会報告第1号を終わります。

○

◎報告第20号 令和5年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について

◎報告第21号 令和5年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について

- 関戸繁樹議長 日程第18、報告第20号「令和5年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について」及び日程第19、報告第21号「令和5年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について」を一括議題といたします。
各報告の説明を願います。
辻市長。
(市長登壇、報告説明)

- 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第20号について、辻より御説明申し上げます。
議案書の15ページでございます。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げます。
各比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれの比率が黒字となっておりますので、バー表示としております。実質公債費比率につきましては、早期健全化基準であります25%を下回る5.8%となったものでございます。将来負担比率につきましては、比率がマイナスとなっておりますので、バー表示としております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

続きまして、報告第21号について御説明申し上げます。

議案書の16ページでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

水道事業会計、公共下水道事業会計、公共浄化槽事業会計及び病院事業会計につきましては、資金不足が生じておりませんので、バー表示としております。

以上、御報告申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

本各件について、質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、報告第20号及び第21号を終わります。

○

◎報告第22号 専決処分の報告について（道路上事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）

○ 関戸繁樹議長 日程第20、報告第22号「専決処分の報告について（道路上事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）」を議題といたします。

報告の説明を願います。

辻市長。

(市長登壇、報告説明)

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第22号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の18ページでございます。

令和6年5月2日午後9時頃、和気町一丁目4番29号先の道路上におきまして、相手方が普通自動車にて和気町6号線を北東方向へ走行中、側溝の点検用鉄板の上を通過した際に、当該鉄板が跳ね上がり、車体の右フロントドア付近に接触し、損傷したもので、市は修理費用として15万920円を賠償する必要があります。

本件、事故に係る市の責任割合は70%、賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会道路賠償責任保険により全額填補するものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

本件について、質疑の発言はありませんか。

坂本議員。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

- 5番 坂本健治議員 5番・坂本健治でございます。

20ページにあります今回のこの事件に関わる責任割合は70%となった根拠、理由について教えていただけますか。

- 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

- 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

こちらの事故につきましては、夜間であり、道路幅員も狭い中で、市が管理する道路の路肩にある側溝の点検用鉄板の設置が不十分であったことにより、車両通行時に鉄板が跳ね上がって車体を損傷させたものであるため、市の責任割合が高いと判断されるものです。

一方で、通行する車両が路肩ではなく黒いアスファルト舗装部分を通行していれば事故は避けられたと考えられる点、また、相手方はこの近隣にお住まいで日常的に通行していた道路であり、幅員も狭く住宅が並んでいる当該道路形状を踏まえると、道路の路肩部分には様々なリスクが想定される中で鉄板のある路肩部分を通過していたという点などを勘案して70%となったものです。

以上です。

- 関戸繁樹議長 坂本議員。

- 5番 坂本健治議員 説明は分かりました。

以前からこれは指摘させていただいてると思うんですけども、以前はこのような同じような事故が、たしか室堂町でも同じように時速30キロ以内のところ鉄板が跳ね上がって大変大きな修理代がかかったときも100%やったんですよね、過失割合が。そのときも私はちょっとおかしいのではないかと。

この保険のお金、金額に際しましては和泉市のお金が一切かからないと、掛金はかかりますけれどもこの賠償金は和泉市の予算から出ないというところもあって、今まではそういうところに対してちょっと緩いところがあったというふうに思っております。

しかしながら、御指摘もさせていただきまして、過失割合も書いてくれというようなことも御指摘しまして、それを書くようになってからその理由と根拠も書いてくれというような形になって、原課もいろいろ考えていただいたと思うんですけど、こうやって書いていただくと非常に分かりやすいと。

そして、やはり和泉市の過失が100%ということは和泉市が全面的に悪いということ認めなければならないということになりますんで、そういったところに対して、今回は70%和泉市は悪いけれども、相手さんも30%の過失があるよということがこれではつきりするわけ

でございます。

今後、部長もこの専決処分でいろいろ事故の報告を上げてくると思いますけれども、和泉市の税金を使わないからといって、やはり和泉市の過失がどれだけあるのかということも正式に出していただかないと、何でもいから、もう100%と言うてるからやっつけよということになった場合、和泉市の責任を100%認めたことにもなりますので、ぜひともそういったところに対しては今後も注意を払いながら、なるべく正しい過失割合を捜し当てていただきたいというふうに思います。

そして、お金のことでございますけれども、もちろん迅速に、市民さんに迷惑かけてるんで払わなければいけないということも十分理解した上なんですけれども、やはり昔ちょっと悪質な件も私はあったというふうに認識しております。そういったことに対しては毅然とした態度で、きちんとした和泉市としての態度を出していただいて、争う姿勢も必要だというふうに思っておりますので、今後、こういった専決のときにも、引き続き分かりやすいような説明と、そして根拠を示していただきますようお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、報告第22号を終わります。

○

◎報告第23号 専決処分の報告について（道路上事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）

○ 関戸繁樹議長 日程第21、報告第23号「専決処分の報告について（道路上事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）」を議題といたします。

報告の説明を願います。

辻市長。

(市長登壇、報告説明)

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第23号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の22ページでございます。

令和6年7月27日午後2時頃、内田町二丁目5番45-1号先の道路上におきまして、相手方が普通自動車で堤防天端道路を北東方向へ走行中、側溝の上を通過した際に、当該側溝から落下していた鉄製の蓋の角に相手方自動車の左後方のタイヤが接触し、破裂したもので、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

市は修理費用として1万5,979円を賠償する必要があります。

本件、事故に係る市の責任割合は90%、賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会道路賠償責任保険により全額填補するものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

本件について、質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、報告第23号を終わります。

○

◎報告第24号 専決処分の報告について(駐車場内事故に係る損害賠償の額の決定及び和解)

○ 関戸繁樹議長 日程第22、報告第24号「専決処分の報告について(駐車場内事故に係る損害賠償の額の決定及び和解)」を議題といたします。

報告の説明を願います。

辻市長。

(市長登壇、報告説明)

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第24号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の26ページでございます。

令和6年7月7日午後3時20分頃、消防職員が傷病者を救急車に収容しようとした際に、傷病者宅前の道路の交通量が多かったため当該救急車を唐国町三丁目11番1号の相手方駐車場に停車したところ、アスファルトが養生期間中であったことから当該アスファルトの一部が沈下するとともに、タイヤ跡が残ったもので、市は修理費用として10万円を賠償する必要があります。

本件、事故に係る市の責任割合は100%、賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会自動車損害共済により全額填補するものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

本件について、質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、報告第24号を終わります。



◎報告第25号 専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）

- 関戸繁樹議長 日程第23、報告第25号「専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）」を議題といたします。

報告の説明を願います。

辻市長。

（市長登壇、報告説明）

- 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第25号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の30ページでございます。

令和6年7月2日午前10時48分頃、和泉市和気町一丁目17番17号先の道路上におきまして、市民生活部くらしサポート課職員が、訪問先を確認するため公用車を道路に停車していたところ、付近の民間駐車場から出庫した相手方自動車の左側面が公用車の右後方に接触したもので、市は修理費用として1万2,380円を賠償する必要があります。

本件、事故に係る市の責任割合は10%、賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会自動車損害共済により全額填補するものでございます。

以上、御報告申し上げます。

- 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

本件について、質疑の発言はありませんか。

飯阪議員。

- 18番 飯阪光典議員 18番・飯阪です。よろしくお願いたします。

本件は、公用車停車中の事故にもかかわらず、本市に10%の過失があったとして損害賠償が発生したものでありますが、本件は停車中の事故であり、市側に責任はないと考えますが、今回市のほうに責任割合が発生した、その根拠についてお伺いをいたします。

- 関戸繁樹議長 市民生活部長。

- 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

交通事故においては、公平・迅速な賠償額の決定のために、過去の判例等から過失相殺率が基準化されております。「判例タイムズ別冊 民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準」において、駐停車車両に対する追突事故の過失割合については、追突者100%、被追突者ゼロ%を基本とし、駐停車時の状況により過失割合を加減するものとされております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

また、この認定基準では、駐停車が駐車方法不適切に当たる場合、追突者の過失を10から20%減算修正するものとされております。

今回は道路幅が狭く、また、民間駐車場の出入口付近に駐車していたことにより、市にも一定の過失が認められることから、10%の過失割合が生じたものでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 今の答弁では本市職員にも過失があったとのことですが、私自身もこの現場を見させていただきました。その現場を見る限り、職員さんに落ち度はなかったのかなというふうにも思います。

先ほど坂本議員の報告に対する第22号での質問の中でも70%の過失割合ということで、本市にも一定の過失があったということでしたが、その中でこの70%に減額して補償してきたということの一つの理由として、その道路について熟知をしているという文言もあったというふうに思います。これも今回のこの第25号に関する件も、やはり駐車場側から出てこられた方に関しては、この道路幅、そして道の形状等々、ある一定の理解はあったのかなというふうにも思います。そういったことを考えることプラス、やはり、物理的にあの道路を見てみると、当てた側、市側じゃない方については避けることが可能であったというふうに思います。

そういった点を考えると、もう少し、今回実態に即した対応をすべきであったと私自身は考えます。職員さんを守るというスタンスで対応も必要であったのかなというふうに思いますが、今後のこういった専決、交通事故に対する方向性について、市としての見解をお伺いいたします。

○ 関戸繁樹議長 総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

事故を起こした場合の過失割合等の判断につきましては、原則、事故報告書や職員からの聞き取り等を基に、保険を取り扱う全国市有物件災害共済会と調整を行い、過去の判例等に基づく認定基準により判断することになりますが、議員御指摘の点も踏まえ、今後研究してまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。今後研究をしていただけるということでは

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

のでしっかりと研究をしていただきたいという点、そして、今回皆さん方、本市のほうでは、交通事故を起こした際に、職員にある一定の研修、講習等々を受けていただくというルールがあったというふうに認識していますが、今回、これ止まっていたただ単に当てられたという案件です。こういったものに対して同じようなルールを適用するのか、そういったところもしっかりと考えていただきたいと思います。先ほど第22号でも御指摘ありましたが、これ全て共済によって補填されるということで、市側の負担は一切ありません。

ただ、こういった職員さんが受けるべきなのかどうか疑問に感じるような講習もしくはそういった研修等々を受けることによって2時間なり3時間、時間が費やされる、そのほうが、私は市民の皆様方にとっては不利益を被るのではないかというふうにも思いますので、そこから辺しっかりと考慮していただきたいというふうに思います。

以上です。議長、ありがとうございます。

○ 関戸繁樹議長 他に質疑の発言はございませんか。

大浦議員。

○ 2番 大浦まさし議員 2番・大浦でございます。

今、市側も10%の過失割合がつく内容であるということは飯阪議員からの質問で分かりましたので結構です。

結果的に過失割合がつく内容でございましたですけども、私自身、これ、止めてた職員さんが悪かったのかな、いや、悪くなかったんではなかったのかなというふうに思っておりますので、例えば今後訪問件数を減らして、公用車を遠くに止める等の非効率な対応をさせることなく、職員さんはこれまでどおりの対応をしてもらえたらなというふうに私は思っておりますが、ほかに何か考えがあるのであれば教えてください。

○ 関戸繁樹議長 総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

公用車を運転する際には、従来どおり交通ルールを遵守しつつ、駐停車の際は周囲の安全に配慮するよう周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 大浦議員。

○ 2番 大浦まさし議員 ありがとうございます。

今の答弁を聞いて安心しました。ルールを守っている中の話での市民のために訪問してくれてる行為でございますから、市民のことを第一に考えて動いてくれる今の形は正しいと

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

思いますし、私が職員さんだとしても同じように止めてたろうなというふうに思います。

和泉市自身は道の細いところも多く、無理をしなければ駐車する場所も近くにないという
ようなまちも存在しますので、適切な判断で今後も対応をお願いしたいと申し上げて、終わ
ります。

○ 関戸繁樹議長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、報告第25号を終わります。

○

◎報告第26号 専決処分の報告について（滞納債権支払請求に係る訴えの提起（2件））

○ 関戸繁樹議長 日程第24、報告第26号「専決処分の報告について（滞納債権支払請求に係
る訴えの提起（2件））」を議題といたします。

報告の説明を願います。

辻市長。

(市長登壇、報告説明)

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第26号について、辻より御説明申し上
げます。

議案書の34ページでございます。

専決第12号につきましては、生活保護過誤払金の回収のため差し押さえた主債務者の給料
債権の支払いを主債務者の雇用主である相手方に求める訴えの提起でございます。

専決第13号につきましては、生活保護法第78条に基づく徴収金の回収のため差し押さえた
主債務者の給料債権の支払いを主債務者の雇用主である相手方に求める訴えの提起ござい
ます。

専決第12号、差押債権3万6,908円、専決第13号、差押債権48万円、計2件でございます。

以上、御報告申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

本件について、質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、報告第26号を終わります。

○

◎報告第27号 専決処分の報告について（市営住宅の滞納家賃の支払等に係る訴えの提起前の

和解)

- 関戸繁樹議長 日程第25、報告第27号「専決処分の報告について（市営住宅の滞納家賃の支払等に係る訴えの提起前の和解）」を議題といたします。

報告の説明を願います。

辻市長。

(市長登壇、報告説明)

- 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第27号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の37ページでございます。

市が市営住宅の滞納家賃の支払いなどに関し、訴え提起前の和解を行うことについて、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第6号の規定により専決処分を行ったものでございます。

和解の内容でございますが、和泉第一団地の家賃及び共益費9か月分24万1,600円並びに駐車場使用料8か月分4万円を滞納する賃借人を相手方とし、市は市営住宅の入居承認の取消し及び駐車場使用許可の取消しに係る意思表示を撤回すること、相手方は滞納額を分割支払いすること、支払いを怠ったときは市営住宅及び駐車場を明け渡すことなどがございます。

以上、御報告申し上げます。

- 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

本件について、質疑の発言はありませんか。

飯阪議員。

- 18番 飯阪光典議員 18番・大阪維新の会、飯阪光典です。

今回、この報告第27号であります。滞納債権でよく専決報告がなされる案件ですので、今回は1点指摘だけをさせていただきたいと思っております。

滞納家賃の支払いに関する報告案件とのことですが、一般的に公債権、つまり公の債権と言われる強制徴収公債権であるならば延滞金や督促料が課されているにもかかわらず、今回のような市営住宅の家賃や駐車場の使用料金の滞納といった、いわゆる私債権の場合は延滞料や督促料が課されておられません。これは債権の性格等によるものだということは理解をいたしますが、また、本市の和泉市債権管理条例にもうたわれているように、現時点では、この徴収が必ずしも課されているものではないということも理解をいたしますが、一方では、市営住宅に入居し、または駐車場を利用されている方は、契約時点で家賃の支払い等に同意

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の上で入居されているのは当然のことです。期日までに支払いがなく、延滞・滞納が発生した場合には、それ相応の負担を頂くのは当然ではないでしょうか。

その点から考えてみると、現在の和泉市債権管理条例を見直し、今回のような場合に、ただ単に滞納された正規の料金だけをお支払いいただくのではなく、その延滞に係る損害もしくは追徴金の徴収を可能にすべきだということ、また、今後この私債権についても公債権と同様の措置が可能となるような条例制定を含めた規定の変更が必要であるということを今回は指摘をさせていただきます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、報告第27号を終わります。

○

◎議案第70号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第3号)

○ 関戸繁樹議長 日程第26、議案第70号「令和6年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

ただいま御上程いただきました議案第70号「令和6年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

追加議案書その2、2ページをお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、令和6年10月27日に予定されております衆議院の解散に伴う総選挙について、早急な対応を図る必要があることから、その関連経費を計上したものでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に6,124万3,000円を追加し、総額を820億1,119万9,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

総務費において、衆議院の解散に伴う総選挙の実施に要する経費といたしまして、合わせて6,124万3,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、4ページをお願いいたします。

まず、府支出金におきまして、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金6,123万6,000円を計上いたしました。

また、諸収入において、雇用保険料個人負担分7,000円を計上いたしました。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第70号「令和6年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」の内容でございます。

また、参考資料といたしまして、補足資料を配付しておりますので、併せて御参照いただき、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、これより質疑を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。議案第70号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○

◎報告第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度和泉市一般会計補正予算

(第2号)

- ◎議案第51号 工事請負契約締結について（和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却工事）
- ◎議案第52号 財産取得について（職員用ノートパソコン）
- ◎議案第53号 財産取得について（庁舎第1分館備品（机・椅子等））
- ◎議案第54号 和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第55号 令和5年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について
- ◎議案第56号 令和5年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について
- ◎議案第57号 泉大津市が本市区域内に市道を認定することの承諾について
- ◎議案第58号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- ◎議案第59号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- ◎議案第60号 和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第61号 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第62号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第4号）
- ◎議案第64号 令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎議案第65号 令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎議案第66号 令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○ 関戸繁樹議長 日程第27、報告第28号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度和泉市一般会計補正予算（第2号））」から日程第43、議案第66号「令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」までの以上17件を一括議題といたします。

まず、議案第51号から第62号の提案理由の説明を市長より願います。

市長。

（市長登壇、提案理由説明）

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました案件について、辻より御説明申し上げます。
議案第51号「工事請負契約締結について（和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

工事)」、議案書の45ページでございます。

和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却工事請負契約を締結しようとするものでございます。

議案第52号「財産取得について（職員用ノートパソコン）」、議案書の49ページでございます。

職員の業務用ノートパソコンを購入しようとするものでございます。

議案第53号「財産取得について（庁舎第1分館備品（机・椅子等）」、議案書の51ページでございます。

庁舎第1分館で使用する机・椅子などの備品を購入しようとするものでございます。

議案第54号「和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の53ページでございます。

地域再生法に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する企業からの寄附を活用できるよう企業版ふるさと納税制度を導入するとともに、個人などからの寄附金に係る返礼品などの経費について、一般財源から確保する負担を軽減するため、当該寄附金を財源として充てられるようにしようとするものでございます。

議案第55号「令和5年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について」及び議案第56号「令和5年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について」、議案書の57ページからでございます。

令和5年度和泉市水道事業会計及び和泉市公共下水道事業会計の決算に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分しようとするものでございます。

議案第57号「泉大津市が本市区域内に市道を認定することの承諾について」、議案書の62ページでございます。

泉大津市が当該市区域を越えて本市区域内に市道路線を認定することを承認するに当たり、道路法第8条第4項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第58号「大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について」、議案書の66ページでございます。

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更しようとするものでございます。

議案第59号「大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」、議案書

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の69ページでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、被保険者証が廃止されることに伴う規定の変更を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第60号「和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の73ページでございます。

介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターの職員の配置基準が緩和されたことに伴う規定の改正を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第61号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の77ページでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、被保険者証が廃止されることに伴う規定の改正を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第62号「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の80ページでございます。

学校規模の適正化及び小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校を新設し、横山小学校及び南横山小学校並びに槇尾中学校を新設校に統合しようとするものでございます。

以上のとおりでございますので、何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ **関戸繁樹議長** 市長の説明が終わりました。

続いて、補正予算関係の説明を願います。

総務部長。

○ **土本修一総務部長** 総務部長の土本です。

ただいま御上程いただきました補正予算案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、報告第28号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度和泉市一般会計補正予算（第2号））」でございます。

議案書40ページをお願いいたします。

まず、専決の理由でございますが、環境省に対して申請を行ってございました地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について、7月9日付で交付決定通知があったことから、速やかに市民・事業者への補助事業を実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、8月23

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日付で専決処分させていただいたものでございます。

続きまして、内容の御説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に3,932万円を追加し、総額を819億4,995万6,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。

44ページをお願いいたします。

衛生費の脱炭素化推進事業において、市民・事業者への再エネ・省エネ設備の導入に係る支援を行うため、再エネ・省エネ機器設置促進事務委託料300万円、再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金3,632万円を計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、43ページをお願いいたします。

国庫支出金において、当該事業に係る環境省からの交付金として、再エネ・省エネ機器設置促進事業費補助金3,932万円を計上いたしました。

報告第28号の内容は以上でございます。

続きまして、議案書83ページをお願いいたします。

議案第63号「令和6年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に2億8,180万4,000円を追加し、総額を822億9,300万3,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条は債務負担行為の補正でございます。内容は86ページ、第2表債務負担行為補正のとおりで、万博催事関連事業、富秋中学校区等公共施設整備事業者選定支援事業について、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。

88ページをお願いいたします。

まず、民生費、低所得者支援給付金事業では、令和6年度の住民税が新たに非課税または均等割のみ課税となる世帯などに対して給付金を支給する事業について、当初予算の見込み

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

より対象者数が増加したことから、低所得者支援給付金4,400万円を追加計上いたしました。また、生活保護等事業では、生活保護制度の改正により、進学・就労準備給付金の支給対象拡大、就労自立給付金の算定方法変更に対応するシステム改修を行うため、生活保護システム改修委託料198万9,000円を計上いたしました。

次に、農林水産業費では、大阪版認定農業者が組織する団体が大阪府の補助制度を活用してトラクターを購入するための支援を行う費用として、大阪版認定農業者支援事業補助金97万5,000円を計上いたしました。

次に、土木費では、富秋中学校区等まちづくり事業において、市営住宅集約建て替えほか公共施設整備事業の入札が中止となり、再入札公告に向けた事務を進めるための費用として、公共施設整備事業者選定支援委託料249万6,000円を追加計上いたしました。

次に、教育費では、青少年の家において、湧水ろ過にて水を確保しておりますが、夏の天候や気温上昇等の影響により水不足が生じたことから、現在実施しております改修設計において追加の設計を行うための費用として、青少年の家改修設計委託料734万4,000円を追加計上いたしました。

次に、89ページをお願いいたします。

諸支出金では、ふるさと元気基金への積立金3,500万円を追加計上するとともに、財政調整基金への積立金1億9,000万円を追加計上いたしました。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、87ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金では、生活保護等事業費補助金99万4,000円、公共施設整備事業者選定支援事業費補助金124万8,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,400万円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に、府支出金では、大阪版認定農業者支援事業費補助金75万円を計上いたしました。

次に繰入金では、企業版ふるさと納税を制度化することに伴い、ふるさと元気寄附金3,500万円を追加計上いたしました。

最後に、繰越金では、前年度繰越金1億9,981万2,000円を計上いたしました。

議案第63号の内容は以上でございます。

続きまして、91ページをお願いいたします。

議案第64号「令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」でござい

ます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に3,779万9,000円を追加し、総額を198億2,659万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容は、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。94ページをお願いいたします。

まず、基金積立金では、財政調整基金への積立金3,235万円を追加計上いたしました。

次に、諸支出金では、過年度に交付を受けた補助金の精算に伴う返還金544万9,000円を追加計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、93ページをお願いいたします。

繰越金において、前年度繰越金3,779万9,000円を追加計上いたしました。

議案第64号の内容は以上でございます。

続きまして、95ページをお願いいたします。

議案第65号「令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1億6,494万円を追加し、総額を170億1,169万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容は、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。98ページをお願いいたします。

まず、基金積立金では、介護保険給付準備基金への積立金5,817万4,000円を追加計上いたしました。

次に、諸支出金では、過年度に交付を受けた負担金等の精算に伴う返還金1億676万6,000円を追加計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

97ページをお願いいたします。

まず、支払基金交付金では、過年度事業の精算による追加交付分として、介護給付費交付金6,715万円を計上いたしました。

次に、府支出金では、過年度事業の精算による追加交付分として、介護給付費負担金1,346万3,000円を計上いたしました。

次に、繰越金では、前年度繰越金8,377万1,000円を追加計上いたしました。

最後に、諸収入では、過年度事業の精算として、令和5年度低所得者保険料軽減国庫負担

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

金過年度収入55万6,000円を計上いたしました。

以上、誠に簡単ではございますが、報告第28号並びに議案第63号から第65号までの説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御可決、御審査賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 上下水道部長。

○ 近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

ただいま御上程いただきました議案第66号「令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回補正いたします内容につきましては、下水道工事の実施設計業務を行うに当たり、工期が年度をまたがるため、債務負担行為の予算を設定するものです。

また、下水道管布設工事につきまして、他事業が翌年度施工となったこと及び国庫補助金等財源の確保の点から事業を翌年度以降に見送ることに伴いまして、建設改良費を減額補正し、また、本布設工事に伴う財源である国庫補助金や企業債についても併せて減額するものでございます。

それでは、議案書に基づきまして御説明申し上げます。

議案書99ページをお願いします。

第2条でございますが、令和6年度和泉市公共下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量のうち、（4）主要な建設改良事業として計上いたしました公共下水道整備事業「9億3,213万円」を「7億8,213万円」に改めるものでございます。

次に、第3条では、予算第3条に定めた収益的支出の予定額であります第1款下水道事業費用の既決予定額から769万7,000円を増額し、38億5,636万3,000円に改めるものでございます。

次に、第4条では、予算第4条に定めた資本的収入の予定額であります第1款資本的収入の既決予算額から1億220万円を減額し、13億3,386万8,000円に改めるものでございます。同じく予算第4条に定められた資本的支出の予定額であります第1款資本的支出の既決予算額から1億5,000万円を減額し、27億9,819万4,000円に改めるものでございます。

また、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する「15億1,212万6,000円」を「14億6,432万6,000円」に改めるものでございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

第5条では、予算第5条に定めた債務負担行為について、国府2-32-1号線ほか1件実施設計事業2億5,000万円を追加するものでございます。

第6条では、予算第6条に定めた企業債について、限度額を5億6,110万円から4億9,420万円に改めるものでございます。

101ページ以降に補正予算実施計画などを掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第66号「令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」の内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 説明が終わりました。

本各件については、総括質疑を省略し、お手元の付託案件表のとおり各常任委員会に付託いたします。

○

◎散会宣告

○ 関戸繁樹議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、10月28日に一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

（午前11時04分散会）

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 関戸繁樹

同署名議員 埴田英伸

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

同署名議員 岡田 勉